

北区ニュース「区民の伝言板」Q&A

1 要綱制定

1-1 なぜ要綱を定めたのですか

北区ニュース「伝言板」は、区民の皆さんが行うサークル活動を生涯学習の観点から支援する目的として掲載してきました。掲載される「北区ニュース」は区の広報誌であることから、主催者と参加者間のトラブルを避け、区民の皆さんが公平でより安心してご利用いただくため、要綱を定めました。

1-2 いつから施行されますか

平成 22 年 10 月 1 日からです。この日より要綱に基づき申し込みをお願いします。

2 掲載できるサークル

2-1 掲載できるサークルはどのようなものですか

- ・構成員 3 名以上（親族は 1 名のみ算入）の団体で、法人格を有していないこと。
- ・サークルの代表者、連絡担当者が北区民であること。
- ・サークルの構成員の半数以上が北区民であること。
- ・活動を継続していること。
- ・サークルの代表者と連絡担当者が同一人でないこと。また、代表者と連絡担当者は講師ではないこと。

2-2 法人格を有する団体やNPOは対象になりますか

あくまで「広報手段を有しない」小規模な団体（サークル）を支援するためのものです。法人格のある企業は対象外です。また、NPOや社会貢献・ボランティア活動も、この伝言板の趣旨とは異なりますので、NPO・ボランティアぷらざの「ぷらざ通信」などをご利用ください。

2-3 グループ設立のための会員募集はだめなのですか

グループ設立を目的とした会員募集は、活動場所（区内）・活動時間・会費などの要素が不安定であり、参加者に混乱を及ぼすことが考えられるため、設立時点での掲載はできません。

2-4 どのくらい活動を継続していれば良いのですか

継続的な活動とは、北区内で、おおむね 6 カ月以上の安定した活動実績を持つものとします。

2-5 個人が無料で行う講演会や発表会、コンサートは対象となりますか

無料であっても、個人が行う催しは対象となりません。伝言板に掲載できるのは区内で活動するサークルの催しだけです。

2-6 会則などがないサークルは掲載できませんか

会則や規約を備え、会計が明瞭に処理されている団体（サークル）であることが必要です。これらは、新しく入会を希望する方にも提示する必要がある書類と考えられます。

2-7 申込の際に、会則や会員名簿の提出が必要ですか

申込の際には不要ですが、記事掲載の可否を判断するために、会則や規約、会計報告、会員名簿などの提出や会の経理について説明をお願いする場合があります。応じていただけない場合は、掲載できません。

3 掲載基準

3-1 掲載できるものはどのようなものですか

- (1) 北区民を対象としているもの
催しものについては、サークルの加入をしなくても誰もが参加可能なもの
- (2) 原則として、主な活動・開催場所が北区内であり、かつ公共施設であること
- (3) 活動場所・時間・会費などが、おおむね定められていること
- (4) 催しについては誰もが参加できるものであること
- (5) 申込は、1サークルにつき1つとする。ただし、同一人物が同一の活動で複数のサークルの代表者または連絡担当者となっている場合の申込は、複数のサークルを1サークルとみなす。
- (6) 前回の掲載から6カ月以上経過しているもの。

3-2 開催場所が豊島区ではだめですか

北区と隣接する地区の公共施設を会場とし、北区民が容易に参加できる場合は掲載できることもありますので、事前にご相談ください。その場合においても、サークルの代表者及び連絡担当者は北区民でなくては掲載できません。

3-3 区外でハイキングを行っています。掲載できますか

ハイキングや登山、自然観察など、区内ではできない野外活動の場合は掲載できます。

3-4 ボウリング同好会は掲載できますか

ボウリングは公共施設での活動はできませんので、環境や施設にやむを得ない事情がある場合は掲載できます。

3-5 会場を借りるとお金がかかるので、自宅で実施しています。掲載できますか

対象となるサークル活動であっても、個人の居宅や店舗などを会場としている場合は掲載できません。個人教室との区別がつかないので、営利行為につながる、またはそうした誤解を生む可能性があるため、公共施設を条件にしています。

3-6 団地の集会所で実施しています。掲載できますか

対象となるサークルであっても、団地等の集会施設や町会事務所などを会場としている場合は掲載できません。これらの施設は、その地域の住民のための施設であり、区民から広く募集するという「区民の伝言板」の趣旨とは異なること、また、3-5で示した自宅でのケースと同様の理由から、お断りしています。

3-7 同窓会のお知らせは掲載できますか

同窓会など特定の人を対象とした催しは掲載できません。

3-8 サークルの会員募集と発表会を掲載したいのですが、両方掲載できますか

一つのサークルが掲載できる記事は、一つだけです。たとえば、発表会を掲載した場合、そこから6カ月を経過しないと会員募集は掲載できません。

「区民の伝言板」では、PR文(26文字)も掲載できるようになりますので、会員募集の際、発表会についてはPR文をご活用ください。

3-9 友人のサークルよりも先に申し込んだのに友人のサークルよりも掲載が後になりました

発表会などの催しものについては、会場予約開始日の都合から、サークル会員の募集よりも優先して掲載させていただくことがあります。

3-10 英語のサークルを2つやっていますが、なぜ1つしか掲載できないのですか

同一人物、同一サークルに所属するメンバー及び家族などの関係者が、同一の活動で、複数団

体の代表者や関与者となっている場合や、講師や構成員などに関連性のある団体は、名称が別でも同一団体とみなします。これは、掲載希望が多い伝言板のコーナーを多くの区民の方に公平に活用いただくためです。また、同一人物が同一活動の団体を複数行うことが、営利と疑わしいまたは営利につながるおそれがあると判断するためです。

3-1-1 前回4月に掲載され、次の掲載申込をしました。何月に掲載されますか

前回の掲載から6カ月経過しないと掲載できませんので、最短で11月の掲載が可能です。ただし、掲載は順番のため希望者が多いと、6カ月を経過してもすぐに掲載できない場合があります。(下図参照)

4月20日号に掲載があった場合 → 11月20日号以降で掲載可能



4 掲載できないもの

4-1 掲載できないものとは、どのようなものですか

- (1) 営利を目的とするもの、または直接的に営利とは認められないがまぎらわしいもの、今後の営利活動につながるおそれのあるもの
- (2) 個人的な活動、または売名行為と考えられるもの
- (3) 政治、宗教活動に関するもの、または直接的に政治・宗教活動とは認められないがまぎらわしいもの、今後の政治・宗教活動につながるおそれのあるもの
- (4) 個人及び団体を誹謗・中傷するもの
- (5) 特定の個人または団体の相互連絡のためのもの
- (6) 会費等が他のサークルと比べて明らかに高額のもの
- (7) 法人・個人の事業、社会貢献・ボランティア活動、NPOの活動
- (8) 事実を偽ったもの
- (9) 活動において苦情などのトラブルを生じたもの
- (10) 申込書に記載された代表者または連絡担当者と電話による連絡がとれないもの
- (11) 同一サークルで、重複申込があったもの
- (12) 掲載が妥当でないと区が判断したもの

4-2 営利を目的とするもの、まぎらわしいものとはどのようなものですか

- ・ 主催者や代表者が講師となる講座や教室
- ・ 「私が教えます」 式のもの
- ・ 指導者または講師などが主催する催し、月謝を徴収する教室の生徒募集
- ・ 講師が団体の代表者や申込者になっているもの
- ・ 講師と代表者、申込者の間に親族(姻族)関係があるもの
- ・ 謝礼や参加費を受け取る立場の人(代理人を含む)の申込
- ・ 同一人物が同一の活動で複数団体の申込をしているもの
- ・ 名称や代表者が別であっても、その活動母体や活動目的が同一で、その活動費や構成員、講師等に関連性のある団体

- ・会費や参加費、入場料などが、その他の活動団体と比べて高額と判断されるもの
- ・物品の販売を目的の一つとした講座や催し

4-3 営利活動につながるおそれのあるものとはどのようなものですか

- ・事業者（私塾や稽古事、各種教室を開く人を含む）が行う体験教室や無料講座
- ・営利を目的とする教室などを開いている個人・団体の講演会や作品展
- ・有料の講座・教室を主催する団体や個人が、会員の勧誘やPRのために実施する無料体験講習会など
- ・営利活動を行っている団体や個人が、その関連する分野において行う催し

4-4 自宅でお茶を教えています。新たに北区の公共施設でも始めました。

生徒募集を掲載できますか。

講師が主催する教室の生徒募集は、活動場所が公共施設であっても伝言板に掲載することはできません。

4-5 自分が講師となってサークル活動を行っています。掲載できますか

講師が自ら主催する活動は、サークルという名称であっても掲載できません。また、講師の親族が代表者・申込者となる場合も同様です。

4-6 個人でピアノ教室を行っています。北とぴあの発表会に、区民の方を無料で招待したいのですが掲載できますか

無料であっても、教室を開催している個人や団体の行う催しは掲載できません。

4-7 英会話教室の講師ですが、区民の方を対象に、無料で英語に親しむ親子向け講座を開催します。伝言板に掲載できますか

講師や指導者が、その関連する分野において主催する講座は、無料であっても掲載できません。

4-8 ダンスのサークルを2つやっています。掲載できますか

同一人物、同一サークルに所属するメンバー及び家族などの関係者が、同一の活動で、複数団体の代表者や関与者となっている場合や、講師や構成員などに関連性のある団体は、名称が別でも同一団体とみなします。これは、掲載希望が多い伝言板のコーナーを多くの区民の方に公平に活用していただくと同時に、同一人物が同一活動の団体を複数行うことが、営利と疑わしいまたは営利につながるおそれがあると判断するためです。したがって営利目的でない場合であっても、1つしか掲載できません。

4-9 個人的な活動、または売名行為と考えられるものとはどのようなものですか

- ・個人の後援会や発表会、コンサートなど
- ・個人や事業者のPRにつながる可能性のあるもの

4-10 特定の個人または団体の相互連絡のためのものとはどのようなものですか

- ・同窓会の連絡、幼稚園・保育園などの説明会・保護者会など
- ・会員相互の連絡や、会員のみを対象とする集いなどの催し

4-11 ボランティア活動やNPOの活動は、なぜ掲載できないのですか

ボランティア活動やNPOの活動は、「区民の伝言板」の趣旨とは異なります。ボランティアやNPOの活動に対しての支援は、NPO・ボランティアプラザで行っています。北区NPO・ボランティアぷらざ（北とぴあ4階） TEL（5390）1771（月曜休館）

4-1-2 事実を偽ったものとはどのようなものですか

- ・伝言板に掲載した内容と実際の活動実績が異なるもの
- ・同一サークルが別のサークルと偽った場合
- ・申込者や代表者を偽ったり、他人の名義を使用するなど申込に虚偽の申請をしたもの

5 申込方法

5-1 申込書はどのように提出すればよいですか

所定の申込用紙（「北区ニュース伝言板掲載申込書」）に必要事項を記載して、広報課に持参・郵送またはファクスで提出してください。なお、ファクスの場合は、必ず送信確認を行ってください。

5-2 申込用紙は、どこから入手できますか

- ・広報課窓口（区役所第1庁舎3階1番窓口）
- ・北区ホームページからもダウンロードできます。

5-3 以前の申込用紙を使用できますか

お手数ですが、掲載できるサークルかどうか確認するため、新しい申込用紙をご利用ください。

5-4 ファクスの送信確認は、どうしたらよいですか

ファクス送信後に、必ず広報課に電話で着信の確認をしてください。
広報課TEL（3908）1102 FAX（3905）3422

5-5 申込者控えは受け取れますか

これまでは、窓口受付の際、受付No.を記載した控えをお渡ししていましたが、今後は窓口・郵送・ファクスどの場合でも、申込書を一旦お預かりします。その後、掲載できるかどうかを区が判断し、掲載できる場合は受付書を送付します。（基本はファクス送付）
また、掲載が妥当でないと判断した場合は、文書にて通知します。

5-6 以前に掲載したものと全く同じ内容です。電話申込はできますか

申込時点でのサークルの活動内容等を確認するため、同一内容であっても、電話での申込はお受けできません。来所できない場合は、ファクスまたは郵送で申込してください。

5-7 なぜ講師謝礼の金額を記入するのですか

営利目的のサークルではないか判断する材料として、ご記入をお願いします。

5-8 申し込みに行くのは、サークルの構成員であれば誰でもいいですか

連絡担当者が申込者となります。ご来所が難しい場合は、郵送またはファクスで申し込みをお願いします。

5-9 「問い合わせ先及び連絡担当者」は、なぜ「代表者」と同一人ではいけないのですか

「区民の伝言板」では、営利目的のサークルではなく、あくまで区民の方が行うサークル活動を支援するために掲載しています。一人の方が代表かつ連絡担当者の場合は、営利と疑わしいまたは営利につながるおそれがあると判断することから、「問い合わせ先及び連絡担当者」と「代表者」は別の方にさせていただくようお願いします。

5-10 なぜ、講師名を記入するのですか

講師が主催する場合は伝言板の対象となりません。また名称や代表者が別であっても、その活動母体や活動目的が同一で、講師等に関連性のある団体は同一団体とみなします。その確認のため記入していただきます。

5-11 PR文は、どのようなことを記入したらよいですか

PR文は、全角26文字以内で、サークルの活動内容や特徴など、入会を検討する方に参考となる情報を発信いただけます（下記の例を参照）。ただし、書式や言い回しなどは広報課で北区ニュースの基準に統一させていただきます。※編集後の内容は校正時にご確認いただけます。

[例]・車イスの方でもできる体操です。

- ・女性だけの教室です。初心者大歓迎。
- ・プロの講師の指導もあります。
- ・お子さん連れでも気軽においでください。
- ・楽器は無料でお貸しします。
- ・〇月〇日（〇）午後〇時～▲▲会館で発表会開催

[PR文に掲載できないもの]

Eメールアドレス 理由：一方的にサークルへの入会希望者の個人情報を提供してしまうため
※サークル活動に関するホームページアドレスは記載可能（内容によっては掲載できません）

6 その他

6-1 校正はどのように行われますか？

校正は、申込・広報課の審査後、掲載可能と判断された場合に、実際の記事と同じ形のものをファクスでお送りします。ファクスがない場合には、電話でご連絡しますが、口頭での連絡となるので、校正期限までに来所できる方には来所での校正確認をお勧めしています。

6-2 校正しなければいけませんか

校正は誤字脱字や電話番号の間違いを防ぐためにも重要な行程であるため、校正の確認をいただいていない記事は掲載することができません。北区ニュース編集終了後にご連絡があった場合には、次月の掲載となります。

6-3 広報課にトラブルが報告されました

掲載の内容については、サークルの代表者及び連絡担当者が一切の責任を負うものとし、区は一切の責任を負いません。トラブルが報告された場合には、以降の掲載をお断りすることがあります。

6-4 次の申込はいつからできますか？

掲載日の翌日、20日号の場合は、21日からです。申し込みが重複している場合には、一番古いもののみが有効となります。

6-5 伝言板に掲載する名前は本名でなければいけませんか

掲載にあたっては、本名の記載のみお願いしています。ただ、事業主の方など、経営するお店の名前で電話に出る方については、問い合わせをした区民の方の混乱を招くため、お店の名前も併記できます。

【問い合わせ先】 東京都北区政策経営部広報課
（北区ニュース担当）
TEL 03-3908-1102